

原木低コスト供給対策事業費補助金（路網整備）事務取扱要領

平成 30 年 3 月 28 日付け森第 842 号林政部長通知
平成 31 年 4 月 23 日付け森第 62 号林政部長通知
令和 2 年 2 月 4 日付け森第 728 号林政部長通知
令和 3 年 2 月 26 日付け森第 832 号林政部長通知
令和 3 年 6 月 1 日付け森第 196 号林政部長通知
令和 5 年 2 月 1 日付け森経第 844 号林政部長通知
令和 6 年 1 月 5 日付け森経第 615 号林政部長通知
令和 6 年 12 月 17 日付け森経第 750 号林政部長通知
最終改正 令和 8 年 2 月 2 日付け森経第 784 号林政部長通知

第 1 総則

原木低コスト供給対策事業費補助金による路網整備に係る事務の取扱については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 238 号林野庁長官通知。以下「国運用」という。）、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「県規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「県要綱」という。）、岐阜県林業専用道作設指針（平成 22 年 10 月 21 日付け森第 515 号森林整備課長通知。以下「林業専用道指針」という。）、岐阜県林業専用道作設指針の運用について（平成 28 年 3 月 18 日付け森第 1045 号森林整備課長通知。以下「林業専用道指針運用」という。）、岐阜県森林作業道作設指針（平成 23 年 5 月 17 日付け森第 190 号林政部長通知。以下「作業道指針」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 65 号林政部長通知。以下「県確認要領」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日森第 2 号農山村整備局長通知。以下「県検査要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業内容等

補助金の対象となる事業内容及び事業実施主体は、国交付等要綱、国実施要領、国運用で定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）作業道等の規格

- ア 林業専用道（規格相当）A 区分： 林業専用道指針、林業専用道指針運用の基準を満たすものであって、開設箇所の平均横断地山傾斜が 15 度未満のもの
- イ 林業専用道（規格相当）B 区分： 林業専用道指針、林業専用道指針運用の基

準を満たすものであって、開設箇所の平均横断地
山傾斜が 15 度以上 25 度未満のもの

ウ 林業専用道（規格相当）C 区分：林業専用道指針、林業専用道指針運用の基
準を満たすものであって、開設箇所の平均横断地
山傾斜が 25 度以上のもの

エ 森林作業道：作業道指針及び岐阜県森林作業道実施基準の基準を満たし、か
つ岐阜県森林作業道実施基準（平成 23 年 6 月 2 日付け森第 289 号林政
部長通知。以下「作業道実施基準」という。）第 10 の 1 から 11 に基
づくもの

オ 補強：対象とする既設作業道等の規格によるもの

カ 機能強化：対象とする既設道等の規格によるもの

（２）関連条件整備

前項に係る対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等

第３ 採択基準

採択基準については、国運用で定めるところによるほか、次のすべての要件を満たす
ものとする。

- （１） 間伐材生産の施行予定地又は人工造林を伴う原木生産の施行予定地が計画路線に
近接しており、当該施行面積が林業専用道（規格相当）は 1 ha 以上（補強の場合
のみ 0.1ha 以上）、森林作業道は 0.1ha 以上であること。
- （２） 開設にあつては、延長が 100m 以上であること。
- （３） 林業専用道（規格相当）については、森林経営計画等の計画区域内において間伐
材生産又は人工造林を伴う原木生産を実施することが確実であること。
- （４） 事業実施主体は、開設する作業道に岐阜県作業道等開設研修実施要領（平成 21
年 11 月 24 日付け森第 667 号森林整備課長通知。）による研修修了者（以下「研
修修了者」という。ただし、先行伐採に係る研修のみの修了者は除く。）を配置
していること。
- （５） 林業専用道指針第 1 の 3 のただし書きによる場合については、事業計画書の提出
又は変更在先立ち、別記第 1－1 号様式により、所管農林事務所長（以下「所長」
という。）経由で協議のうえ、知事の承認を受けたものであること。
- （６） 林業専用道（規格相当）にあつては、事業計画書の提出又は変更在先立ち、所管
所長経由で施工予定路線（施工路線）の平均横断地山傾斜の根拠となる資料を提
出し、知事が別途定める設計・技術審査会（以下「審査会」という。）の確認を
受けたものであること。
- （７） 林業専用道（規格相当）の本体工事は、外部の建設事業体に発注すること。外部
に発注できない場合は、事業計画書の提出に先立ち所長経由で知事が別途定める
設計・技術審査会（以下「審査会」という。）の承認を受けること。なお、事業
計画書の提出後に、外部の建設事業体に発注できなくなった場合については、本
体工事の着手前に所長経由で審査会の承認を受けること。

第4 事業計画書の提出

- 1 事業実施主体の長は、市町村長と密接な連絡を保ちながら事業計画書（別記第2号様式）及び国実施要領第6の7の（1）に定める事前評価に係る費用対効果分析検討書を作成し、所長に提出するものとする。
- 2 所長は、提出された事業計画書の写しを取りまとめのうえ森林経営課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

第5 事業計画書の承認

- 1 課長は、第4に基づき提出された事業計画書の写しを審査のうえ、適当と認める場合はその旨所長に通知するとともに、予算の範囲内で農林事務所ごとの予算配分を行うものとする。
- 2 前項の通知を受けた所長は、事業計画書の承認を事業実施主体の長に通知するものとする。なお、市町村との情報共有を行うため、関係市町村長に事業計画書の写しを提出するものとする。

第6 補助金交付申請

事業実施主体は、第5第2項の規定による事業量の決定を受けたときは、県規則第4条及び県要綱第4条の規定に基づく補助金交付申請書に次に定める書類を添付して、所長へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 間伐材生産又は人工造林を伴う原木生産の実施時期、実施箇所、概算事業量、実施主体の予定を記した書面（林業専用道（規格相当）のみ）
 - (4) 路線と間伐材生産又は人工造林を伴う原木生産の予定箇所を明示した図面（森林計画図、CS立体図、傾斜区分図をそれぞれ背景とした図面とすること）
 - (5) 国交付等要綱第24の2の（4）に規定する誓約書
 - (6) 環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）（別記第15—1号様式）又は環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）（別記第15—2号様式）
- 2 事業実施主体は、補助金の交付申請、請求、補助金受領について、代理人に委任できるものとし、その場合における代理申請の取扱いについては、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、岐阜県森林整備事業実施要領（平成13年4月2日付け森第1号農山村整備局長通知）、岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について（平成21年4月17日付け森第105号林政部長通知）の規定に準じるものとする。

第7 補助金の交付決定

所長は、第6の補助金交付申請書の提出があった場合には、内容を審査のうえ、県規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付額を決定し、以下の条件を付した交付決定通知（別記第4号様式）により通知するものとする。

- （1）補助事業に係る規則、要綱、要領、その他関係通達等に従わなければならない。
- （2）補助事業により開設等をした作業道等については事業完了後も、適切に管理するとともに補助金の交付目的に従って使用しなければならない。
- （3）補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に作業道等の全部又は一部を転用若しくは用途変更（以下「転用等」という。）しようとするとき、又は補助目的を達成することが困難となったときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、知事の承認を受けて作業道等を転用等した場合は、当該作業道等につき交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することができる。
- （4）作業道等の開設等に係る森林整備事業について、補助対象となる事業内容を満たさないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- （5）この補助金の申請、決定通知書及び実績報告に関する書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- （6）消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還すること。
- （7）事業実施主体からの委任を受けて代理申請を行った者は、この補助金を受領したときは遅滞なく当該事業実施主体に配付すること。
- （8）補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争等に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- （9）（8）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第8 補助金交付の変更申請

事業実施主体は、補助金交付決定通知を受けた後に計画変更等により当該補助金の変更が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書に第6に定める書類を添付して所長に提出しなければならない。ただし、補助金額の20%以内の減額については、これを省略することができるものとする。

第9 補助金の交付決定の変更

所長は、第8の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更するものと認めたときは、変更交付決定通知（別記第5号様式）により事業実施主体に通知するものとする。

第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。ただし、当該年度内において止むを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、予めその旨を具体的に明記した補助金交付決定前着手届（別記第6号様式）を所長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業に着手したときは、すみやかに事業着手届（別記第7号様式）を所長に提出するものとする。
- 3 事業実施主体は設計書の作成時に県が別に定めるチェックリスト（林業専用道（規格相当））又は森林作業道開設等チェックリストにより安全等の確認を行うものとする。
- 4 事業実施主体は設計書が完成したときは、工事の発注前（直営の場合は施工前）に事業地を所管する所長の審査を受けるものとする。なお、この際、前項のチェックリスト又は森林作業道開設等チェックリストの写しを添付するものとする。
- 5 事業実施主体は工事又は測量・設計を請負に付して実施する場合、競争入札による契約とするよう努めるものとする。また、入札執行後は入札結果報告書（別記第8号様式）を所長に提出するものとし、入札差金の処理は所長の指示を得て適正に行うものとする。

第11 事業計画の変更等

事業実施主体は、事情の変化等により第6の1により提出した内容に変更が生じる場合は以下により必要な手続きを行うこととする。

- 1 重要な変更に係る以下の事例が生じた場合には、変更事業計画書（別記第2号様式）及び変更設計書等を作成し所長に提出するものとする。所長は課長と協議し、変更するものと認めたときは事業実施主体へ変更内容について承認するものとする。ただし、路線の追加及び廃止を行う場合については、所長は課長への協議は不要とし、所長は変更するものと認めたときは事業主体へ変更内容について承認するとともに、その協議結果を課長へ報告するものとする。また、市町村との情報共有を行うため、所長は関係市町村長に変更後の事業計画書の写しを提出するものとする。
 - （1）事業実施主体ごと又は農林事務所ごとにおいて、補助金額の20%以上の増減が生じた場合
 - （2）路線の追加及び廃止を行う場合
- 2 事業実施主体は、軽微な変更（重要な変更以外の変更）が生じた場合には、変更事業計画書（別記第2号様式）を所長に提出するものとする。なお、所長が変更設計書の提出を求めた際には、事業実施主体は変更設計書を提出すること。
- 3 事業実施主体は、事業の実施中において災害その他の災害を受けた場合は、速やかに災害報告書（別記第9号様式）を所長に提出し、事業計画の変更について協議するもの

とする。

第 12 補助金の概算払及び前金払

事業実施主体は補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払・前金払請求書（県要綱別記第 13 号様式）に概算払・前金払内訳表（別記第 10 号様式）を添えて所長に提出するものとする。

第 13 事業完了に伴う手続

- 1 事業実施主体は、補助金に係る工事が完了したときは速やかに竣工検査を実施し、検査調書（別記第 11 号様式）を作成するものとする。なお、単年度に複数の路線を実施する事業実施主体にあっては、路線毎に検査調書を作成するものとする。
- 2 事業実施主体は、竣工検査が完了したときは速やかに事業完了届（別記第 12 号様式）に次に掲げる書類を添えて、所長に提出するものとする。なお、市町村との情報共有を行うため、関係市町村長に対して、作業道台帳（別記第 14 号様式）の写し並びに位置図及び平面図を提出するものとする。
 - （1）検査調書
 - （2）精算設計書
 - （3）位置図及び平面図
 - （4）工事写真及び工事完成写真（写真については、作業道実施基準第 10 の 12 の規定に準じるものとする。）
 - （5）チェックリスト（林業専用道（規格相当））又は森林作業道開設等チェックリスト
- 3 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、県規則第 13 条に基づき実績報告書に次に掲げる書類を添えて所長に提出するものとする。
 - （1）事業実績書（別記第 2 号様式）
 - （2）収支決算書（別記第 3 号様式）
 - （3）委任状及び精算依頼書（代理申請の場合に限る。）
 - （4）作業道台帳（別記第 14 号様式）の写し
 - （5）直営施工事業費総括表（直営施工の場合のみ）（別記第 13 号様式）
 - （6）作業道等の管理規定（写し）
 - （7）作業日報（工事雑費・事務雑費、関連条件整備のみ）
 - （8）費用対効果分析検討書
 - （9）環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）（別記第 15—1 号様式）又は環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）（別記第 15—2 号様式）

第 14 確認

- 1 所長は、第 13 の事業完了届及び実績報告書が提出された場合は、県確認要領により確認を行うものとする。ただし、現地確認については、林業専用道（規格相当）にあっては岐阜県建設工事検査基準の林道に準じて行うものとし、森林作業道にあっては県検査

要領の森林作業道に準じて行うものとする。

- 2 所長は、実績報告書の提出前であっても、事業完了届の提出をもって現地確認を行うことができるものとする。

第 15 進捗状況報告

- 1 事業実施主体の長は、所長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。
- 2 所長は、課長から事業の進捗状況について報告を求められた場合には、速やかにこれを報告しなければならない。

第 16 事業実績報告

所長は年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに管内の事業実績書を取りまとめるうえ、事業実績報告書（別記第 2 号様式）を課長に提出するものとする。

第 17 測量・調査・設計・積算

- 1 林業専用道（規格相当）の測量・調査・設計・積算は、林業専用道指針運用、治山林道必携 積算・施工編及び岐阜県林道設計指針によるものとする。
- 2 森林作業道は、作業道実施基準に準じるものとする。

第 18 工事の発注

工事の発注については、作業道実施基準の規定に準じるものとする。

第 19 監督責任者等

事業に係る監督責任者等の選任及びその業務内容については、作業道実施基準の規定に準じるものとする。

第 20 管理

管理については、林業専用道（規格相当）にあつては林業専用道指針運用、森林作業道にあつては作業道実施基準の規定に準じるものとする。

第 21 関係法規に基づく許可等

事業実施主体は事業実施にあたり、森林法、砂防法等に基づく許可等を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、当該許可等を得るものとする。

第 22 関係書類の整備

事業実施主体は、補助事業に係る経理及び処理経過が明確にわかるよう関係書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保存しておくものとする。

第 23 台帳の整備等

- 1 事業実施主体は、作業道台帳（別記第 14 号様式）を事務所等に備え、森林整備の状況（実績）及び作業道の維持管理の状況を記録し管理する。また、所長は作業道台帳（別記第 14 号様式）の写しを農林事務所に備え、作業道等の維持管理の指導を行う。
- 2 事業実施主体は、県森林GISへの登録に必要な作業道等位置図及び平面図もしくは当該データ等（以下「図面等」という。）を所長に提出し、所長は取りまとめのうえ課長に提出するものとする。
- 3 前項の図面等は、次により作成する。
 - (1) 位置図
国土地理院発行 50,000 分の 1 地形図又は市町村図
 - (2) 平面図
森林計画図に線形を入力のうえ打ち出した 5,000 分の 1 地形図
 - (3) 作業道等、接続道路及び造林計画地の記入
 - ア 本事業により開設した作業道等については、赤色で線形、台帳整理番号、路線名、管理者（略号）を記入し、年度別開設延長を黒色で記入する。
 - イ 当該作業道等が最寄りの国道、県道に接続するまでの間にある道路等については、以下により記入する。
 - (ア) 市町村道
茶色で線形を記入する。
 - (イ) 林道
青色で線形、路線名を記入する。
 - (ウ) 本事業以外の補助による作業道等
緑色で線形、事業名（略号）、管理者名（略号）を記入する。
〔略 号〕 （略）
 - (エ) その他の道路
紫色で、管理者名（略号）を記入する。
 - ウ 森林整備計画地については、計画年度別に色分けをし、森林整備計画地を着色するとともに施業内容を記入する。
 - (ア) 作業道等開設年度の森林整備計画地
黄色で着色
 - (イ) 作業道等開設 1 年後の森林整備計画地
黄緑色で着色
 - (ウ) 作業道等開設 2 年後の森林整備計画地
水色で着色

第 24 作業道台帳の写しの提出

作業道等による森林整備の実績を把握するため、事業実施主体等は、作業道等開設の翌年度から起算して 2 年間にわたり、各路線の森林整備の実績を記載した作業道台帳

（別記第 14 号様式）の写しを所長に提出するものとする（森林整備実績に変更が無い年度を除く。）。所長は、提出された作業道台帳の写しにより森林整備計画に対する進捗状況を点検するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年度事業から適用する。
- 2 この要領は、平成 31 年度事業から適用する。
- 3 この要領は、令和 2 年度事業から適用する。
- 4 この要領は、令和 3 年度事業から適用する。
- 5 この要領は、令和 4 年度事業から適用する。
- 6 この要領は、令和 5 年度事業から適用する。
- 7 この要領は、令和 6 年度事業から適用する。
- 8 この要領は、令和 7 年度補正事業から適用する。